

時期	復旧・復興段階
区分	福祉・医療・保健
分野	福祉サービス体制の整備
検証項目	福祉サービスの供給

根拠法令・事務区分	老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（法定受託事務）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（法定受託事務）、社会福祉法（法定受託事務）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（法定受託事務）、介護保険法（法定受託事務）等
執行主体	国、県、市町、社会福祉法人
財源	児童手当：被用者に対する児童手当の支給に要する費用は国庫負担10分の2、被用者以外の者に対する児童手当の支給に要する費用は国庫負担6分の4
概要	<p>平常時はもとより、災害時には特に、高齢者や障害者等災害弱者に対する配慮が必要である。</p> <p>阪神・淡路大震災では、多数の被災者が発生し、長期に及ぶ避難所生活を余儀なくされたが、避難所生活は、特に高齢者や障害者にとって困難が多く、健康上の問題も発生した。また、応急仮設住宅での生活においても、高齢者の孤独死や障害者の居住問題などが発生した。高齢者・障害者等の安否確認や避難状況の調査を進めるに伴い、相当量の福祉サービスの需要が見込まれ、サービス供給体制の回復が急がれたものの、高齢者や障害者等に対する配慮が欠如していたのではないかと指摘がある。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、兵庫県や神戸市では、様々な主体が連携した高齢者等の見守り体制の整備などに取り組んでいる。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【在宅介護サービス】</p> <p>施設の受入人員の弾力的取り扱いや、手続きの弾力的運用などを行うことにより、迅速に必要なサービスが提供されるよう、各地道府県・指定都市に対し要請した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p347]</p> <p>被災地域において、要保護者を発見した場合の対応マニュアルを定めた上、関係職員によるパトロール隊を編成し避難所の巡回等を行うことにより、要援護高齢者・障害者等を迅速に把握し、介護サービスの提供等を実施した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p347]</p> <p>民生・児童委員、ヘルパー等により、在宅独居老人等の安否確認を実施した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p347]</p> <p>要援護高齢者、障害者、要保護児童等の施設への緊急受入を実施した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p347]</p> <p>在宅や避難所の要介護高齢者等に対して、デイサービスセンターや移動入浴車によるデイサービスを実施した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348]</p> <p>高齢者や障害者向けの地域型仮設住宅において、生活援助員派遣事業等を実施した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348]</p> <p>【児童家庭福祉】</p> <p>要保護児童への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の要援護者と同様、巡回パトロールなどにより実態把握に努めるとともに、個々のケースについては児童相談所において施設入所を含め実情に即して対応した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348] <p>家庭養育支援事業（ショートステイ）の運用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭養育支援事業（ショートステイ）の実施にあたって、対象の拡大及び期間の延長を図った。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348]

被災児童に対する「児童こころの相談」の実施

- ・精神的に不安になっている児童やその保護者に対しては、児童精神科医や心理判定員等の専門家で構成するチーム（26チーム）を、2月11日から3月31日まで、派遣し、「児童こころの相談」活動を実施した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348]

保育所入所措置の弾力運用

- ・被災によりこれまで通っていた保育所に通園できなくなった児童及び被災により新たに保育に欠けることとなった児童について、兵庫県内及び他府県においても迅速かつ柔軟に受け入れることができるよう、1月25日に各都道府県・指定都市に対し要請した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348]

日常生活物資の支援

- ・(財)子ども未来財団の協力を得て、被災者の日常生活に必要な生活物資（ほ乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等を支援した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p349]

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給手続きの弾力運用

- ・郵政省が指定した地域において、支払郵便局以外の郵便局でも児童扶養手当（銀行振込を除く）及び特別児童扶養手当の支払いをできることとした。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p349]

- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書を亡失している場合の証書再発行の手続きを弾力化した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p349]

児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する所得制限の特例措置

- ・住宅・家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合は、災害特例として受給者等の所得による支給制限を、損害を受けた月から翌年7月まで一時的に解除し手当を支給した。（但し、後日、損害を受けた都市に所定以上の所得があったことが判明したときは、解除によって支給された手当を返還することとした）[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p349]

保母養成所の入学・卒業等の取り扱い

- ・1月30日に、入学試験、授業、卒業及び保母資格付与等について、学生の入学、修学、就職等に不利益が生じないよう弾力的に対処することを関係機関に要請した。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p349]

【社会保険・年金】

国民健康保険等 ID061参照

国民年金等 ID061参照

社会保険相談フリーダイヤルの設置

- ・2月15日から3月31日までの間、被災地に居住する被保険者等からの社会保険の手続き等に関する相談に対応するため、発信地域指定（兵庫県・大阪府）による「社会保険相談フリーダイヤル」を社会保険庁に設置した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p292]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

「児童こころの相談」における巡回訪問先は、累計で529箇所であった。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348]

保育所入所措置の弾力運用の結果、被災児童の兵庫県内及び他府県での受入は以下のとおりであった。

	2月20日現在	7月1日現在
兵庫県の他市町での受入	529人	220人
他府県での受入	979人	177人
計	1,508人	397人

[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p348]

県

阪神・淡路大震災に対してとった措置

【高齢者・高齢者への対応】

緊急生活救援部福祉サービス班の設置

- ・兵庫県は、1月22日から「緊急生活救援部福祉サービス班」を設置し、県社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部等の関係団体と連携を図りながら、市町及び福祉施設への指導を徹底するとともに、厚生省や他府県等の協力を得て、社会福祉施設における入所者の処遇と職員の確保、在宅要援護者の実態把握と福祉サービスの提供に取り組んだ。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p165]

緊急入所

- ・兵庫県は、高齢者の緊急一時入所について厚生省と協議を進め、1月20日付けで厚生省から各都道府県、指定都市に対し、緊急一時入所措置等の弾力的な扱いについて通知がなされ、県からも関係先に対して協力を求めた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p166]
- ・兵庫県老人福祉施設連盟と協議の上、緊急一時入所のコーディネートを担当するキーステーション施設を13箇所設置した。また、老人福祉施設連盟では、県下の老人ホームで、被災要援護高齢者を受け入れることを決定した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p166]

介護サービスの提供

- ・避難所や在宅高齢者等に対する支援のため、市町に対してホームヘルプ活動の充実に努めるよう指導した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p166]
- ・兵庫県老人福祉施設連盟は、2月11日から、被災地域の老人ホームを拠点にした介護支援チームを編成した（阪神間の6市・7箇所の特別養護老人ホームに7チームを編成）[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p166]

要援護者生活状況把握ローラー作戦等の実施

- ・兵庫県は、2月15日に、民生・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア等が中心となり、必要に応じたサービスの提供を一層徹底するための「要援護者生活状況把握ローラー作戦」と、要援護者を施設に移送するための「要援護者移送作戦」を実施するよう、関係市町に通知した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p166]

地域型仮設住宅の設置

- ・厚生省の指導により、被災市町と協議の上、高齢者・障害者向け地域型仮設住宅を1,915戸建設した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p167]
- ・地域型仮設住宅に入居する高齢者、障害者の支援の取り扱いについては、原則として、被災前の住所地とした。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p168]

ふれあいセンターの設置

- ・仮設住宅地内に、ボランティア活動やコミュニティ形成の拠点として、ふれあいセンターを設置した。運営は、仮設住宅入居者やボランティア等による自主的な支援組織に委ねた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p168]

障害者支援センターの設置

- ・1月22日に、兵庫県福祉センターに、障害者等に対する支援物資の配布や相談業務を行う「障害者支援センター」が設置された。構成団体は、全国授産施設協議会、全国身体障害者施設協議会、共同作業所全国連絡会である。兵庫県福祉センターでは、これらの団体による救援活動を支援するため、緊急に電話回線を開設した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p181][『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』(財)21世紀ひょうご創造協会,p306]

訪問活動

- ・障害者支援センターでは、神戸市内の600箇所の避難所を訪問し、障害者の生活の様子や要望等の聞き取り調査を行うとともに、避難所訪問や地域ローラー活動を展開した。[『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』(財)21世紀ひょうご創造協会,p306-307]

障害者への情報提供

- ・聴覚障害者に対し、文字放送による情報提供及び手話通訳者の確保を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p166-167]
- ・視覚障害者、肢体不自由者、内部障害者並びに知的障害者に対し、安否情報、福祉サービス情報の提供を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p167]

【被災児童等への対応】

- 1月19日に、県下の児童相談所に「被災児童福祉相談」を開設した。[『阪神・淡路大震災 兵

	<p>庫県の1年の記録』兵庫県,p168]</p> <p>保育所の入所手続きの簡素化や緊急入所枠(定員の15%増)の活用について、県下各市町に通知した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p168]</p> <p>メンタルケアの実施 ID075参照</p> <p>被保護世帯等に対する援護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事権限の福祉事務所長への一時的委譲等により家屋補修費、家具什器費をはじめとする一時扶助を実情に即し迅速かつ適正に適用することについて厚生省に協議を行ったほか、保護費の再支給や代替住宅入居に係る敷金の支給等を積極的に行うことについて確認を行い、1月19日に、被災地福祉事務所に対し、これらの対応を指示した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p170] <p>被災市の福祉事務所に対する人的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省を通じて全国から人的支援を求めた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p171] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>緊急入所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月16日現在で1,791人の要介護高齢者及び206人の障害者を県内外の社会福祉施設等に緊急一時入所措置した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p166] ・全国の老人ホームの介護職員の派遣人数は、3月末までに、県下の44施設に1,111人、延べ5,840人であった。[『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p303-p304] <p>介護支援チーム(7チーム)は、299箇所の避難所へ延べ688回訪問した。訪問した職員等は、1,211人にのぼり、相談・援助件数は1,676件であった。[『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p303-p304]</p> <p>要援護者生活状況把握ローラー作戦等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月末までに各市町が把握した要援護者の件数は59,357件であり、このうち何らかの措置を必要とする者は2,875件(高齢者2,095件、障害者537件)であった。各市町は、要措置者に対し、保護指導1,537件、ホームヘルパー派遣653件等のサービスを提供した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p167] <p>被災児童の保護・養育、児童や保護者のこころの問題など児童についてのあらゆる相談に応じるため、1月19日県下の児童相談所に「被災児童福祉相談」を開設し、6年度431件、7年度(平成8年1月末現在)753件の相談指導を行った。また、平成8年1月末現在で養護施設、乳児院等の児童福祉施設へ95件の入所措置を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p168]</p> <p>全国からの人的支援については、神戸市他6市に、46都道府県・11指定都市より2月1日から2月16日まで1日当たり約114人、延べ1,830人の応援職員の確保ができた。その後も引き続き全国から応援を受けることとし、神戸市他6市に全国より2月17日から4月30日まで1日当たり約109人、延べ7,930人の応援を受けた。被災規模が最大であった神戸市においては、業務正常化に時間を要したため、さらに5月15日から6月30日まで1日当たり約33人、延べ1,550人の応援を受け本来の福祉業務の遂行に努めた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p171]</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>高齢者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急ショートステイ、緊急入所(緊急一時受入)を実施するとともに、ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービス、日常生活用具の給付などの福祉サービスを提供した。また、ホームヘルパー増員のため、ヘルパー養成研修を実施した。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p34-36] ・応急仮設住宅の入居者の状況等に応じて、仮設住宅の改修事業を実施した。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p38] <p>障害者福祉</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市衛生局では、難病患者に対する医療手続きの簡略化を図り、医療の確保に努めた。また、しあわせの村に障害者緊急ケアセンターを設置した。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p41] ・緊急ショートステイ、ホームヘルプサービス、入浴サービス等のサービスを提供するとともに、身体障害者手帳・療育手帳の再交付や、定員枠を超えての入所措置を講じた。また、ガイドヘルパー・全身性障害者介護人、手話奉仕員を派遣した。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p40-43] 児童・乳幼児・母子福祉 ・被災児童や母子世帯等の乳児院・児童養護施設、母子生活支援施設への入所措置を講じるとともに、児童のショートステイ・デイサービス、移動児童館、学童保育等のサービスを提供した。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p44-47] ・心のケア事業 ID075参照 防災福祉コミュニティづくりの支援 ID093参照 生活援助員等の派遣 ID093参照 <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【神戸市】</p> <p>高齢者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急ショートステイ：平成7年8月末までに、286施設で、延べ1,976人の高齢者が利用した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』神戸市,p332] ・緊急入所（緊急一時受入施設）：ピーク時で76世帯、189人の家族が利用した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』神戸市,p332] ・日常生活用具の給付：平成7年4～7月で、1,527件であった。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p37] ・仮設住宅改修事業：震災後約1年で4,000件近い改修要望に対応。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p38] <p>障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員枠を超えての入所措置：4月1日より順次、市所管施設に定員枠を超えた入所措置を行い、身体障害者6名、知的障害者4名が入所した。また、知的障害者の通所施設についても、震災により失職した障害者等新たなニーズに対応するため、定員枠を超えて入所措置を行い、16名が新たに受け入れられた。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p41] ・障害者緊急ケアセンター：6月15日のセンター閉鎖までの利用者は、障害者37名、介護者9名の計46名であった。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p41] ・身体障害者手帳・療育手帳の再交付：1月17日から3月31日の間の再交付件数は、身体障害者手帳が516件、療育手帳が56件であった。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p41] <p>児童・乳幼児・母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院・児童養護施設への入所：1月18日には市内の児童養護施設等の入所可能数の把握を行うとともに、施設が満所になった場合に備え、兵庫県・大阪市等に250名の受入枠を確保した。その後も全国から要保護児童の受入の申し出があり、4月末時点で2,000名の受入枠を確保した。[『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局,p44]
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>(財)長寿社会開発センター、(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会、(財)全国老人クラブ連合会、(財)兵庫県老人クラブ連合会等により、「被災高齢者元気回復ふれあい事業」が展開された。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p168]</p> <p>(財)兵庫県老人クラブ連合会及び(社)兵庫県防犯協会連合会により、「ふれあい安全ベル(防犯ブザー)」が配布されるとともに、定期的な訪問指導が行われた。[『阪神・淡路大震災 兵庫</p>

	<p>県の1年の記録』兵庫県,p168]</p> <p>全国授産施設協議会、全国身体障害者施設協議会、共同作業所全国連絡会は、障害者支援センターを設置し、障害者に対する救援活動を実施した。[『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』(財)21世紀ひょうご創造協会,p306]</p> <p>(社)日本てんかん協会は、1月21日に兵庫県福祉センターに救護所を開設し、専門医とスタッフを配置した被災したてんかんを持つ者への診療や投薬等の医療支援を行った。1月26日には「JEA支援センター」として、日本てんかん協会の委託を受けたボランティア団体が運営を続けた。[『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』(財)21世紀ひょうご創造協会,p306-310]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災業務計画の見直しを行い、福祉に関しては、要援護者、障害者、高齢者、児童、社会福祉施設等に係る対策の各主体が取り組むべき内容等を定めている。[『平成8年版厚生白書』厚生省,p282]</p> <p>阪神・淡路大震災以降の福祉施策の主な動向は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の制定・施行 ・障害者プランの策定・推進 ・21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の展開 ・健康危機管理基本指針に基づく健康危機管理体制の整備及び施策の展開 ・児童福祉法の一部改正 ・次世代育成支援対策推進法の制定 <p>大規模災害救助研究会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月に社会・援護局長の私的懇談会として大規模災害救助研究会を設置した。大規模災害救助研究会では、平成13年4月に「大規模災害救助研究会報告書」を取りまとめており、その中で、要援護者に対する福祉サービスの提供等について、福祉事務所等行政において、民生委員をはじめ広く地域住民や介護等に係る事業関係者の協力を得ながら迅速に安否確認を行い、適切に避難誘導を行うとともに、必要な福祉サービスを提供することが必要であるとし、平常時から行政と住民等が要援護者に関する情報を共有し、地域ぐるみでネットワークを構築しておくことが望ましいこと、これらの情報がプライバシーにかかわるものであることから、自主申告制とすることなどにより、災害時に取扱いが問題にならないよう十分な検討を行っておくことが必要であることを、を提言している。[『大規模災害救助研究会報告書』大規模災害救助研究会] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のまちづくり条例」を平成8年、14年の2度改正し、一層の強化に努めている。[兵庫県 http://web.pref.hyogo.jp/machisui/hukumati/indexhukumati.htm] <p>高齢者福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により在宅での生活が困難になった要援護高齢者については「すこやか長寿大作戦」に基づき、特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、在宅での生活を支援するホームヘルパーの養成やデイサービスセンター等の設置など在宅福祉サービスの充実にも努めている。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p253] <p>高齢者等の見守り体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師や民生委員・児童委員、生活援助員、生活復興相談員、いきいき県住推進員などによる高齢者の見守り体制の充実を図るとともに、これらの支援者のネットワークづくりに取り組んでいる。[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p20]

	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>地域見守り体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員と友愛訪問ボランティアによる地域での見守り機能を充実強化し、地域の中で互いに支え合うシステムづくりを進めている。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p67,70-71]他 あんしんすこやかセンターの機能充実[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p71]他 こうべ安心サポートセンターの設置[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p71]他 <p>市民福祉総合計画2010等の策定・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉復興プラン（計画期間：平成7年度～9年度）“こうべ”の市民福祉総合計画・後期実施計画（計画期間：平成9年度～13年度）に基づき、被災市民の健康確保・生活衛生確保、こころのケア、仮設住宅や地域型仮設住宅・災害公営住宅等での生活支援、地域ボランティア活動支援、コミュニティの再生支援などに取り組んできた。[『阪神・淡路大震災 被災状況及び復興への取り組み状況（平成16年1月1日現在）』神戸市,p7] ・平成14年2月には、“こうべ”の市民福祉総合計画2010（計画期間：平成14年度～22年度）を策定し、地域でともに支え合う自立支援のまちづくりを推進することとしている。[『阪神・淡路大震災 被災状況及び復興への取り組み状況（平成16年1月1日現在）』神戸市,p7][『震災後から9年間における復興の進捗と取り組み』神戸市,p14][『“こうべ”の市民福祉総合計画2010』の概要』神戸市 (http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/si01.html)] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>周知のように、神戸市では、震災直後から都市計画部局で復興計画を検討開始。早くも三月一七日には県下各地域とともに土地区画整理事業、市街地再開発事業の計画が決定された。これに対して福祉関連の部局は本来の任務を外された。市町など上層部は、震災対策を考えるにあたって、高齢者・障害者の生活よりも都市再開発を上位においたことは否定し得ない。これは兵庫県においても同様である。神戸市保健福祉局職員が市内500箇所の避難所を調査し、障害者の人数を把握したのはようやく三月中旬になってからのことである。（「大震災と高齢者・障害者」『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』）</p> <p>混乱した被災地のなかで、医療・福祉現場のスタッフや地域コミュニティの力は、多くの被災者を救い、また支える糧となってきた。人命救助の段階では、地域コミュニティが機能してはじめて医療活動が成り立つこと、避難過程では、医療支援とともに地域での生活支援が不可欠になってくること、そして被災からの立ち上がりにおいては、地域に密着した福祉施設の支援が重要になってくるということが明らかになった。このように、災害後のどの段階を通して、医療や福祉と地域とのつながりは決して看過できないといえる。したがって被災者の生活再建は、いかに元の地域に戻るかということと同義であり、とりわけ再建が困難な虚弱高齢者への医療・福祉的ケアが、慣れ親しんだ地域と接点を結ぶかたちで、いかに行われるかが課題になるだろう。（中西典子「被災高齢者と地域の福祉的対応」『震災復興の政策科学』立命館大学震災復興研究プロジェクト編）</p> <p>障害者支援センターのボランティアは全国各地から、一定の期限をもって参加している人たちなのである。この混乱した中で活動の引継はきわめて困難な状況にある。そこで考えられることは、その地域に活動するボランティアか、または近隣の人に障害をもって困っている人がいることを伝え、ボランティアになってもらうことである。この場合はボランティアを引き受けてくれた人に対し、当然障害を持つ人の居ること、援助に必要な最小限のインフォメーションは伝えなければならない（もちろん、この場合は本人の了解が前提となる。）（亀井勝「障害者・法外施設再考」『先例に挑む 誰がための法と行政か 阪神大震災 復興行政を検証する』総合法学誌ジャスティス、システムファイブ）</p>	
課題の整理	

発災から復興までの長期にわたるサービス需要の増加に対応するための専門的人材の確保
多様な供給主体の参入の促進
福祉、保健、医療の連携

今後の考え方など

- 避難所や在宅における高齢者や障害者等に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずるとともに、専門的人材が不足するようならば他の都道府県等からの応援体制の確保の支援等を行う。(厚生労働省)
- 介護保険の見直し(介護保険法の改正等) 将来展望を踏まえた新たな課題への対応等を基本的視点として、制度の見直しを行う。(厚生労働省)
復興10年総括検証においても障害者等災害時の支援ニーズの高い人々に対して、緊急時情報通信システムの構築や手話通訳など支援者の育成についての提言がなされている。(兵庫県)
- 要援護者に対する支援方法として、震災後、「要援護者支援マニュアル」またボランティアについては「ボランティア活動支援マニュアル」を策定しているが、策定後一定の期間を経過し、介護保険制度の導入や定着、少子高齢化の一層の進展などの社会情勢の変化が見られるため、市民福祉総合福祉計画2010の趣旨や各方面からの指摘事項・課題等を踏まえ、より地域と連携し・調整をはかりながら改訂を考えていく。(神戸市)
上記課題を踏まえ、関係機関との連携を図ると共に、社会情勢の変化に応じたサービス供給について検討していく。(尼崎市)